

第24期佐世保市農業委員会第31回総会議事録

1 開催日時 令和4年12月27日(火) 9時30分から11時15分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 14番	田中 広昭
委員 4番	中里 政義	委員 15番	西尾 政喜
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 16番	赤木 行秀
委員 6番	浦 清一	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 8番	小川 憲市
委員 13番	水口 一男

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 松瀬 哲
事務局次長 小長 賢二
事務局係長 博多屋孝昭
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第310号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第311号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第312号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更（全体見直し）に伴う意見聴取について
第313号議案 農地改良等届について
第314号議案 非農地証明願について
第315号議案 非農地通知について
第316号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第317号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
第318号議案 農用地利用集積計画（案）について
第319号議案 農用地利用配分計画（案）について
第320号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第31回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。年末の大変慌ただしい中、早朝よりお集まりいただきありがとうございます。それから、江迎地区におきましては鳥インフルエンザが発生し心配されていることと思います。今年は、久しぶりに忘年会も開催でき良かったと思っておりますし、来年も新年会を計画されておりますのでよろしく願いいたします。それから、

来年の4月から農地の利用状況調査にタブレットを使った新たな取り組みが計画されております。また、来年になりますと、来期の農業委員、推進委員の選任を行い2月末までが申し込みの締め切りとなっています。それに伴い、女性の委員の増員の働きかけも必要だと思っております。それでは、議案について慎重にご審議賜るようお願い申し上げます。皆様のご家族共々よいお年をお迎えいただくようご祈念申し上げ挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は8番小川憲市委員と13番水口一男委員から、欠席の届出が出ておりますが、現に在任する委員19名のうち17名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

 以上です。

副会長 ありがとうございました。それでは、③議事録署名人については、10番辻茂樹委員11番近藤誠委員、補充として12番伊賀崎典正委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

 第310号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第310号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

 当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は宇久町大久保の2筆のそれぞれ一部。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画は風況観測塔の設置。計画変更後の転用目的も変わりありません。変更の理由としましては、台風11号の影響により、観測データが欠損したため、調査期間の延長を希望するものです。

 当初計画の許可日から令和4年3月31日までの期間から、一度10ヶ月延長して令和5年2月13日までとなっておりました。今回さらに延長されており、許可日から12か月延長して令和6年2月13日までとするものです。耕作者なし、農振内農用地、参考事項としまして、こちらは大久保公民館から北西に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。掘削に際しては、同日中に埋め戻しを実施。日照通風、細い鋼材を利用したトラス型の塔及びワイヤー支線のため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保市長の意見書添付。当初は令和2年2月14日許可日となっております。本計画変更承認申請については当初の許可日から3年間を超える延長となり

ますが、長崎県に確認したところ新たな転用許可は必要としません。以上です。ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。12月25日に現地を見て参りました。前回現地を見たときに廃車の
トラックが二台放置されてありますので、先ずは、撤去をお願いしなければならない
と思います。申請自体は問題ないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。申請自体は問題ないと思います。

事 務 局 事務局です。廃車トラックが二台放置されている件ですが、事務局からも撤去の指導
をしています。

議 長 他に、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第310号議案につきまして、賛成の農業委員
の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第310号議案については、変更について妥当として県に進達い
たします。続きまして、第311号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請
(一時転用) について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第311号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)につ
いて、ご説明します。

1番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、田の浦町の2
筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は1,920㎡です。転用目的は事務所用地。権
利は、賃借権設定、1年6ヶ月です。施設は仮設事務所2棟44.2㎡。仮設トイレ4.
7㎡。資材置場225㎡。通路(余地)1,044.1㎡。駐車場13台。仮置場(表
土)72㎡。植樹140㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地です。参考事項と
しまして、こちらは若竹台団地から北に約300mの位置にあります。被害防除計画の
内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。除草後、表土を仮置。駐車場と
資材置場はブルーシートを敷き、碎石を均すため被害を及ぼす恐れはない。日照通風、

建物高を2.6m程度に加減。排水計画、雨水は自然流下。汚水は仮設トイレ設置くみとり。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。計画平面図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿・定款添付。佐世保市長の意見書添付。農地復元計画書の内容としましては、砂利、シートを撤去した後、耕起し農地への復旧を行うとなっています。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果ですが、1番早岐地区は私から説明します。12月23日に久野委員と現地を見て参りました。この案件については、申請地の団地の横が災害で崩れておりまして現在応急的な土砂の搬出はされておりますが、後に公共事業にて工事を行うということで、現場に一番近い農地を1年半借りたいということでございます。その後、農地復元計画どおりにしていただければ問題はないと見てきました。

それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が言われたとおりで、問題ありません。

議長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

15番 15番西尾です。施設の中に植樹が140㎡あるようですが、短期間の転用の中で何を植えるのかお聞きします。

事務局 事務局です。現在すでに植樹されておりまして、その部分を除いた範囲が本来の事業面積になっております。

議長 他にございますか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。第311号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第311号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第312号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(全体見直し)に伴う意見聴取について事務局の説明をお願いします。

事務局 第312号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(全体見直し)に伴う意見聴取に

ついて、説明いたします。

こちらは前回の総会時に資料をお配りしていたものに対する意見照会となっております。まず、今回の変更理由ですが、基礎調査の結果及び、経済情勢の変動その他の情勢の推移により、佐世保農業振興地域整備計画の変更を行うものとなっております。

次に計画変更を行う、筆数、面積についてですが、農用地からの除外を行うものとして、非農地が1,131筆、73.7ha、荒廃農地B判定が336筆、20.0ha、小規模農用地はなし、その他公共利用等が236筆、8.6haとなっており、全体で1,703筆、102.3haを除外する計画となっております。また、編入については、なしとなっております。農用地区域全体の推移としましては、前回の随時変更後が4,665.9haで、除外による減が102.3haで変更後は4,563.6haとなります。4ページは地区別の集計表、5ページからが筆の内訳となっております。

皆様からのご意見を基に、農業委員会の意見として、佐世保市長に回答することとなります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは各地区の計画変更について、意見回答に特筆すべき意見がある委員の方はおられますか。

原 委 員 針尾地区の原です。針尾地区の1472番1の用途除外の面積が1,412㎡となっておりますが、これは全体の面積だと思いますが、耕作されている部分があります。全てを除外することはいかなるもののでしょうか。

事 務 局 ご指摘のとおり、一部が耕作されているのであれば問題が生じますので、他の案件も含め市の方へ今一度精査していただくよう意見を付けて回答いたします。

議 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第312号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第312号議案について、ご指摘のことなど含め精査をしていただくよう意見を付けて佐世保市長へ回答することといたします。

次に、第313号議案 農地改良等届について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第313号議案 農地改良等届について説明いたします。

1 番、宮地区地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は奥山町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。農地面積、施工面積は2,006㎡です。農地改良を必要とする理由は畑として利用する為。参考事項としまして、こちらは佐世保市立宮中学校から南東へ約1.5kmの位置にあります。作付計画はみかん。作付予定日は令和5年3月31日。工事期間は令和5年1月4日から令和5年3月31日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.0m、切土最高1.0mとなっております。土の量は810㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。12月25日に坂口委員と現地を見て参りました。現地は荒れた状況ですが届出人がみかんを耕作することなので問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第313号議案について受理することといたします。続きまして、第314号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第314号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は指方町の1筆。登記地目田、現況宅地。面積は528㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは深谷バス停から北西に約450mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は南風崎町の1筆登記地目田、現況宅地。面積は33㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北に約30mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

3番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は口の尾町の1筆。登記地目田、現況宅地。面積165㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項として、こちらは佐世保市立三川内小学校から北西に約600mの位にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

4番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在黒髪町の1筆。登記地目田、現況駐車場。面積225㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項として、こちらは佐世保市立黒髪小学校から北に約250mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

以上ですが、2番の案件について関係する委員の方がおられます。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番宮地区。

3番 3番阿波です。12月25日に坂口委員と現地を見て参りました。現地は隣接が住宅地ということで問題ないと見て参りました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおりで、問題ありません。

議長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。非農地証明願の2番の案件について承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 2番以外の案件につきまして、審議に移ります。地区担当委員の説明をお願いします。
1番江上地区。

2 番 2番の北村です。12月25日に古川委員と現地を調査してきました。申請人とお会いしまして話をしました。申請地は親の代から住宅が建っております。問題はないと見てまいりました。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 次に、3番三川内地区。

4 番 4番の中里です。12月26日に迎委員と申請人立ち合いの下、現地を調査してきました。息子さんの住宅が建っており、隣接地には農地も無く問題はないと見てまいりました。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。中里委員が言われたとおりで、問題ありません

議 長 次に、4番日宇地区。

6 番 6番の浦です。12月22日に磯本委員と現地を調査してきました。駐車場として使用されておりました問題はないと見てまいりました。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、非農地証明願の2番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。2番以外の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第314号議案については、許可することといたします。
次に、第315号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第315号議案 非農地通知について、説明いたします。
今回の非農地通知案件は、190筆で面積が84,346.76㎡です。
これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。
本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。なお、79番と80番の案件について対象となる委員がおられます。
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 非農地通知の79番と80番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、非農地通知の79番と80番の案件についてご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。非農地通知の79番と80番の案件については承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、非農地通知の79番と80番の案件以外につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第315号議案は全て承認されましたので、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第316号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第316号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾東町の30筆、地目は登記田、畑、山林、原野、宅地、現況田、樹園地。面積合計17,138.81㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、針尾中町14筆、針尾東町の17筆の計31筆、地目は登記田、畑、山林、現況畑、樹園地。面積31筆合計14,138.38㎡、農振内白地、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾東町の2筆、地目は登記畑、現況、樹園地。面積合計591㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地口の尾町、地目は登記、畑、現況、休耕。面積446㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地心野町、地目は登記、田、現況、田。面積290㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番、3番、針尾地区。

1番 1番有馬です。1番の案件ですが、12月25日に原委員と現地を調査しました。祖父からの譲受になりますが、孫にあたる譲受人は、経営状態も良好で問題ないと思います。2番の案件は、親子になります。譲受人はみかんを主に耕作しておりまして、経営状況は良好ですので、問題ないと思います。

3番の案件は、先月の案件の続きでありまして、問題ないと思います。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

原委員 針尾地区の原です。有馬委員が言われたとおりで、1番2番の譲受人については、みか

んの経営者として立派に耕作しておりますので問題ありません。3番は、前回総会の続きです。3件とも問題ありません。

議 長 次に、4番、5番三川内地区

4 番 4番中里です。12月26日に磯本委員と譲受人立ち合いの下現地を見て参りました。4番の案件は、譲受人の自宅の隣と言うことで問題ないと見て参りました。5番の案件も譲受人と話をしして現地を見てまいりました。問題ないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。中里委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

3 番 3番阿波です。1番の案件ですが、登記地目が宅地となっている土地がありますが、適用されるのでしょうか。

事 務 局 農地法上で現況地目として判断可能ですので、適用できます。

議 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第316号議案について、許可することといたします。

次に、第317号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第317号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。

1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。
特例適用農地の所在は、日宇町の4筆。地目は、登記田、現況畑。面積は4筆合計2,767㎡。市街化区域。農業経営面積は記載のとおりです。相続前の農業従事実績は有り。相続開始年月日は令和4年3月1日です。今回の案件につきましては、下に記載しています証明する内容について要件を満たしているかの審査となります。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。日宇地区。

6 番 6番浦です。12月22日に磯本委員と現地を見て参りました。この方は、花卉農家の経営者でございまして、経営的にも安定しておりますので問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおりで、経営的にも拡大の意思があり問題ありません。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第317号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第317号議案については、証明することといたします。続きまして、第318号議案 農地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第318号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。利用権の設定は、宮地区1件、三川内地区2件、吉井地区2件、世知原地区4件、鹿街地区7件の合計16件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第318号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第318号議案は、すべて承認されましたので「(案)」を削除願います。続きまして、第319号議案 農用地利用配分計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第319号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江迎地区1件が計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

以上です。ご審議よろしく願います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第319号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第319号議案は、承認されましたので「(案)」を削除願います。続きまして、第320号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第320号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして早岐地区1件、吉井地区4件、江迎地区2件、鹿町地区1件の合計8件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしく願います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第320号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第320号議案は、すべて承認されましたので「(案)」を削除願います。

議 長 以上で審議案件は終了しました。次に報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【佐世保市民農園の廃止に係る意見について】

【農地利用状況調査に伴う意向調査について】

【農業委員会だよりについて】

【農業者年金について】

【全国農業新聞について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第31回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。